

平成28年6月23日

住田町役場建設課

大船渡消防署住田分署新築工事設計業務 プロポーザル実施要領

本要領は、「大船渡消防署住田分署新築工事設計業務」を受託する候補者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 プロポーザルの実施方針

大船渡消防署住田分署は供用開始から42年が経過し、老朽化とともに耐震性にも問題を抱え、また施設の狭隘化も著しく、署員の業務効率の低下を招いている状況にあります。住田町では、更新時期を迎えつつあるこうした公共施設を徐々に集約し、まとまりある中心市街地を形成するため、今回役場新庁舎に隣接する用地を取得し、住田分署新庁舎の整備を行うこととしました。

住田分署新庁舎の建設予定地は「中心地域活性化基本計画」中に定められた新市街地形成地区に位置していることから、住田町全体の防災機能を担保するだけでなく、中心市街地における中核施設の一翼を担うものと考えられます。併せて、役場新庁舎周辺の行政関連施設も順次改築・解体を行う予定であるため、それらの整備計画との整合も図られねばなりません。住田町ではこれらを可能な限り木質化することとしており、今後、役場新庁舎の周辺に「木質の中心市街地」を形成していく予定です。また同基本計画中にもある通り、建設予定地の対岸に位置する歴史的なまちなみとの関係も視野に入れる必要があります。

先に述べたような行政関連施設の再整備や、既存のまちなみを活かした景観形成は、それぞれを別個に推し進めるのではなく、その関係性に焦点を当て、包括的に取り組んでいく必要があります。本プロポーザルの実施後、そうした中心地域全体の整備方針を模索しつつ、個々の計画に反映させていくための議論の場として、町では「（仮称）デザイン会議」の設置を予定しています。無論、住田分署新庁舎は「中心地域活性化基本計画」の延長線上に位置するものであり、従って、消防分署としての機能を十分に満足する設計を行うのはもちろんのこと、地域全体の整備方針を鑑みつつ、会議における議論の結果を計画内容に柔軟に反映させ、多岐に渡る要求を整理統合し解決に導くことが求められます。

以上のことから、本プロポーザルは、上述の背景を十分に理解し、住田町に生まれるあたらしい風景と、その一端を担う建物についてともに考え、悩み、豊かな創造性と提案力、設計に対する熱意をもって本業務に取り組むことのできる設計者の選定を目的とするものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

大船渡消防署住田分署新築工事設計業務

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

ア 大船渡消防署住田分署新築工事基本設計・実施設計 一式（建築、電気設備、機械設備、外構）

（ア） 監理業務については本契約外とし、別途協議とする。

（イ） 地形測量業務、地盤調査業務、及び造成設計については、本町が別途設計業務委託契約を行う。

イ 数量計算 一式

ウ 概算工事費算出 一式

エ （仮称）デザイン会議（全3回程度を予定）への参加、資料作成

(4) 履行期間

契約日翌日～平成29年3月（予定）

(5) 発注者

住田町長 多田 欣一

(6) 事業計画の概要（事業計画については予定であり、今後変更になる可能性がある）

ア 施設名称

大船渡消防署住田分署

イ 施設の場所

岩手県気仙郡住田町世田米字川向92-2 他

ウ 施設用途

消防署

エ 敷地条件

（ア）敷地の位置

別添資料の通り

（イ）敷地の面積

約4,900㎡

（ウ）地域・地区

- ・ 土地利用制限：都市計画区域外
- ・ 建ぺい率：70%
- ・ 容積率：300%
- ・ 防火地域：なし
- ・ その他制限：建築基準法22条指定区域

オ 施設の条件

(ア) 工事種別

新築工事

(イ) 延床面積

約 8 0 0 m²

(ウ) 想定構造

本町は、林業と木材関連製造業が基幹産業であり、「森林・林業日本一の町」を目指していることから、住田分署新庁舎の構造は木造を主体とする。

(エ) 耐震構造方式

消防活動の拠点に必要な耐震性・安全性・信頼性・耐久性の確保を前提に、経済性も含めた総合的な観点で検討を行い、各部位に最も適した合理的な構造形式（耐震・免震・制震）を採用する。なお、住田分署新庁舎建設予定地周辺の地質に関しては、別添の資料を参照のこと。

(オ) 想定設備

冷暖房設備については、木質ペレットやチップを燃料とする機器の導入すること。また、環境負荷低減に向けた取り組みとして、太陽光発電や太陽熱利用の併用についても検討する。

(カ) 職員数

1 5 名（住田分署長 1 名、住田分署長補佐 2 名を含む）

(キ) 勤務形態

2 交代制、6 名～4 名が同時に勤務する

(ク) 配備車両（単位：mm）

| | | | | |
|----------|-----|--------------|-------------|-------------|
| 消防ポンプ自動車 | 1 台 | ：全長 7, 0 0 0 | 全幅 2, 3 0 0 | 全高 3, 3 0 0 |
| 高規格救急自動車 | 1 台 | ：全長 5, 5 0 0 | 全幅 1, 9 0 0 | 全高 2, 6 0 0 |
| 輸送車 | 1 台 | ：全長 4, 7 0 0 | 全幅 1, 7 0 0 | 全高 2, 2 0 0 |

カ 概算工事費

(ア) 新築工事費

約 3 0 0, 0 0 0 千円（税込、備品購入費は含まない）

(イ) 敷地造成工事費

約 9 6, 0 0 0 千円（税込）

キ その他

その他敷地・設計条件は、別添の資料を参照のこと。

(7) 事業スケジュール（予定）

平成 2 8 年度内 ：基本設計・実施設計

平成 2 9 年度内 ：新築工事

平成 3 0 年 4 月 ：供用開始

3 周辺施設の概要

(1) 住田町役場（新庁舎）

平成26年完成。概要については住田町公式ホームページ内の関連ページ「<http://www.town.sumita.iwate.jp/docs/2015022100018/>」を参照のこと。

(2) 住田町役場（旧庁舎）、倉庫、蔵

平成28年度中の解体工事を予定。

(3) 生活改善センター

昭和46年完成、昭和50年議場等を増築。平成29年度から30年度にかけ解体のうえ、改築を予定。図書室、学童クラブ、議長室、議会事務局、議員控室、議場、研修室 等

(4) レナウン倉庫

書庫として利用。庁用車庫、物置（災害用備蓄物資保管庫も含む）を併設のうえ、今後の建て替えを予定。

(5) 農林会館

昭和55年完成。農業委員会事務局、大ホール、多目的ホール、学習室、談話室（現在、住田テレビ事務所）、研修室、小会議室 等

(6) 保健福祉センター

平成6年完成。社会福祉協議会、相談室、診療室、機能訓練室、研修室 等

(7) 町営運動公園

野球場、体育館を含む。気仙地区における小学校・中学校・高校の公式野球大会が催され、多数の観客が新分署庁舎建設予定地に隣接する駐車場に駐車を行う。

(8) ふれあい広場

町産材を使用した大型遊具やわき水広場、東屋やベンチなどの休憩施設、芝生の広場が整備されている。東日本大震災により気仙地域では子供の遊び場の確保が困難となっていることから、休日には多数の利用者が集う。

(9) 気仙川

岩手県による河川環境整備（護岸工事）が進行中である。また新市街地形成地区と世田米駅町家並み中心地区をつなぐ昭和橋は、今後架け替えが検討されている。

(10) 住民交流拠点施設 まちや世田米駅

中心地域活性化計画の中核を担う施設として整備され、平成28年度4月に完成。伝統的な町家と土蔵群が当時の姿のまま残されていた「旧菅野家住宅」を保存改修し、地域の歴史的、伝統的な魅力を生かしたパブリックスペースとしてリノベーションされた。交流人口の拡大や商店街の振興、観光振興などが期待される。概要については公式ホームページ「<http://machiya-sumita.iwate.jp/>」を参照のこと。

4 プロポーザルの概要

(1) 選定・特定方式

選定・特定方式は、以下のとおりとする。

| 審査段階 | 審査方法 | 備考 |
|-------|-----------------------------|-------------------------------|
| 参加表明 | 参加資格及び要件を確認する。 | 参加資格及び要件を満たさない者のみ失格とする。 |
| 第一次審査 | 技術提案者の能力及び技術提案の書類審査を行う。 | 参加者から5者程度を選定する。 |
| 第二次審査 | ヒアリングを実施し、技術提案書の内容を精査し評価する。 | 第一次審査で選考された者から最優秀者及び次点者を選定する。 |

(2) 選定結果の公表及び通知

選定結果は、速やかに、住田町公式ホームページ

「<http://www.town.sumita.iwate.jp>」（以下「HP」という。）で公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第二次審査の対象となった者に対して、その旨を書面により通知する。尚、ヒアリングの内容・詳細日時・場所については、後日連絡する。

また最優秀者及び次点者の選定理由を後日、HPで公表する。

(3) 主要スケジュール

主要なスケジュールは、以下のとおりとする。

| | |
|------------------|-----------------------------|
| ①実施要領等の公表 | 平成28年6月23日（木） |
| ②質問書の提出期限 | 平成28年6月30日（木）午後5時 |
| ③質問回答書の公表（予定） ※1 | 平成28年7月 7日（木） |
| ④参加表明書の提出期限 | 平成28年7月12日（火）午後5時 |
| ⑤入札参加資格申請書の提出期限 | 平成28年7月15日（金）午後5時 |
| ⑥技術提案資料の提出期間 | 平成28年7月15日（金）～ 7月20日（水）午後5時 |
| ⑦第一次審査 | 平成28年7月24日（日） |
| ⑧技術提案説明書の一般公開 ※2 | 平成28年8月 2日（火）～ 8月12日（金） |
| ⑨第二次審査 | 平成28年8月12日（金） |
| ⑩審査結果公表（予定） | 平成28年8月15日（月） |

※1：質問回答は、HP上で公表する。

※2：第一次審査通過者の技術提案説明書のみ一般公開展示をする。

5 主催及び事務局

(1) 主催

住田町

(2) 事務局

住田町役場 建設課

郵便番号 029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

電話：0192-46-2115（直通）

担当：菅野・田畑 (kensetu@town.sumita.iwate.jp)

6 参加表明及び技術提案者の選定

(1) 基本的な方針

参加表明書による選定は、以下で示す基本的な参加要件を満たさない者のみを失格とし、実績の得点化等による評価は行わない。

(2) 参加に必要な基本的要件

- ア 単体企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「提案事務所」という。）であること。
- イ 共同企業体による提案事務所の代表者は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。
- ウ 平成28年6月23日時点において、提案事務所の代表者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。
- エ 提案事務所は、単体企業又は共同企業体の構成員以外のもので、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力事務所」という。）について、業務実施体制提案書内に協力事務所として明記できること。技術提案の内容に即して協力事務所における構造一級建築士又は設備一級建築士の関与が必要な場合には、資格者が従事できること。
- オ 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場（総括責任者）として従事すること。
- カ 総括責任者たる提案事務所の代表者は、日本国内に住所を有する者で、建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有すること。
- キ 提案事務所が第一次審査を通過した場合は、第二次審査（8月12日（金））に総括責任者が必ず出席できること。

(3) 総括責任者に必要な実績

総括責任者となる者は、平成18年4月以降に竣工し、計画通知又は確認申請に基づく検査済証の発行を受けた下記条件を満たす施設の基本設計及び実施設計業務における総括責任者、又は主任技術者としての実績を1件以上有すること。

※過去に在籍した事務所における業務も、実績に含むものとする。

ア 延床面積：500㎡以上

イ 建築基準法別表第一第一項から第四項までの（い）欄を主要用途とする建築物における新築工事

（４）その他

ア 提案事務所及び協力事務所は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 提案事務所及び協力事務所は、本プロポーザル手続きの開始の告示がなされた日から契約締結の時までの間に国、岩手県又は住田町からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 提案事務所及び協力事務所は、銀行取引停止となっていないこと。

エ 提案事務所及び協力事務所は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 提案事務所及び協力事務所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ 提案事務所及び協力事務所は、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできない。

（ア）審査委員

（イ）大学に所属している審査委員の研究室に現に所属している者

キ 以上の事項を遵守し、提出物において虚偽の記載を行わないこと。

（５）参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添の書式（様式第1号～第3号）に基づき作成する。

ア 参加表明書（表紙）（様式第1号）

イ 総括責任者の経歴（様式第2号）

ウ 総括責任者の業務実績（様式第3号）

※ 業務実績は1件以上（1件でも可）記載する。複数の場合は、様式第3号1枚に全て記載すること。

エ 業務実績を証明する資料の写し

※ 当該業務における契約書や、国又は地方公共団体が発行している証明書等の写しが望ましいが、事実確認が可能であれば、担当者として記載がある雑誌等を用いても

よい。

- オ 提案事務所の代表者が所属又は代表する企業の建築士事務所登録通知書の写し若しくは建築士事務所登録証明書（原本）
 - カ 複数の者で構成される共同企業体にて参加表明を行う場合、共同企業体協定書（任意様式）の写し
 - キ 参加表明書受領通知書用定型封筒、技術提案書受領通知書用定型封筒、第一次審査結果通知書用定型封筒を各1枚（計3枚）
- ※ 提案事務所の代表者宛とし、宛先住所氏名を記載のこと。各封筒に必要な郵便切手を貼付すること。

7 参加手続き、質問書及び指名競争入札参加資格申請書（建設関連業務）の提出方法

（1）質問書の提出

- ア 提出期限
平成28年6月30日（木）午後5時まで
- イ 提出場所
事務局
- ウ 提出方法
質問がある場合は、電子メールにより様式第4号をPDFにて添付し提出すること。
郵送、ファックス、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入することとし、記入欄が足りない場合は、適宜記入欄又は用紙を追加して作成すること。
- エ 提出書類
様式第4号
- オ 回答方法
質問に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行ったうえ、平成28年7月7日（木）（予定）にHP上に掲載する。質疑応答の内容は、本要領の追加、または修正とみなすものとする。

（2）参加表明書の提出

- ア 提出期限
平成28年7月12日（火）午後5時まで
- イ 提出場所
事務局
- ウ 提出方法
郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出する封筒には「参加表明書在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

エ 提出書類

上記6（5）のとおり

オ 通知

参加の可否の通知は、参加表明書受領通知書の郵送（7月第3週を予定）をもって行う。

カ 注意事項

参加表明書等を提出した者は、本実施要領等の記載に同意したものとみなす。

（3）指名競争入札参加資格申請書（建設関連業務）の提出

ア 提出期限

平成28年7月15日（金）午後5時まで

イ 提出場所

住田町役場 企画財政課 財政係

郵便番号029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

電話：0192-46-2114（直通）

ファクシミリ：0192-46-3515

E-Mail：kizai@town.sumita.iwate.jp

ウ 提出方法・提出書類

HP内の関連ページ「<http://www.town.sumita.iwate.jp/docs/2015021400089/>」を参照のこと。

エ 注意事項

住田町に対し、既に指名競争入札参加資格申請（建設関連業務）を行っている場合、申請を行う必要はないものとする。

また複数の者で構成される共同企業体にて参加表明を行う場合、その構成員の各々が別個に指名競争入札参加資格申請（建設関連業務）を行うものとする。

8 第一次審査及び第二次審査における評価及び特定方法

（1）基本的な方針

評価は「業務実施体制説明書」及び「技術提案説明書」からなる「技術提案資料」によって行う。

「技術提案資料」は、設計業務における具体的な取組方法・実施体制について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容及び成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案資料に記載された取組方針を反映しつつ、「発注者から提示する資料」、「（仮称）デザイン会議」における議論等をふまえて、発注者と協議の上進めるものとする。

（2）技術提案資料の審査のポイント及び作成方法

ア 業務実施体制説明書

(ア) 審査のポイント

提案事務所及び協力事務所の各担当者の役割分担並びに人員構成について、具体名（企業名及び実名）を記載すること。また、関連するこれまでの業務実績を記載する場合は業務名を示し、本プロポーザルとの関係性を示すこと。

(イ) 作成方法

- ・ A3用紙（片面）ヨコ1枚で記載すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとする（10ポイント以上）。
- ・ 業務実施体制説明書の右上隅に、返信され参加表明書受領通知書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは10ポイントとする。

イ 技術提案説明書

(ア) 提案課題

別添資料に記載された設置条件等を踏まえ、下記の提案課題に対する考え方及び実施方針を記載すること。

(1) 「周辺環境と調和のとれた、『木質の中心市街地』にふさわしい分署新庁舎」についての提案

- ・ 総合的な土地利用の方向付け、及び整備コンセプトの設定に対する考え方

(2) 「防災の要となる安全・安心な庁舎」についての提案

- ・ 耐震構造方式や非常時における電気・給排水設備のバックアップ体制に対する考え方

(3) 「持続可能性の高い施設」についての提案

- ・ 設備のやり替え・メンテナンス等を含むランニングコストや、環境負荷低減に対する考え方

(4) 工期短縮及び工事費用の縮減についての提案

- ・ 本体建物の構法や、造成を行う範囲に対する考え方

(5) 地域産業の振興についての提案

- ・ 林業・木材関連製造業や、地域に根ざした技術の利用に対する考え方

(イ) 作成方法

- ・ A3用紙（片面）ヨコ2枚で記載すること。
- ・ 提案課題に対する基本的な考え方を簡潔に記述すること。また文字は読みやすい大きさとする（10ポイント以上）。
- ・ 文章を補完するためのイメージ図（概念図）、イラスト、パース、スケッチ

等、必要と考えるものは適宜判断の上、挿入すること（着色・彩色可）。

- ・ 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することが出来る内容の記述（具体的な物件名、人名、社名、写真、記号、ふちどり等）を記載してはならない。仮に記載されていた場合は、失格とし審査の対象外とする可能性がある。
- ・ A 3判の技術提案説明書の右上隅（2枚とも）に、返信された参加表明書受領通知書に記載されている登録番号を記載すること。番号のフォントは10ポイントとする。

（3）評価の手順及び受託候補者の選定

ア 第一次審査

業務実施体制説明書及び技術提案説明書は、あらかじめ定められた評価基準に基づき審査委員会において公正に審査し、別々に得点化した上で各委員の評価点の総数を基本に評価する。

イ 第二次審査

第一次審査時の評価基準と基本的には同一とし、ヒアリングをふまえて、評価点の更新を行う。

ウ 提案者の説明は、第一次審査時に提出した技術提案資料に基づきパワーポイント等を活用して行うものとし、新たな資料の作成、提出及び提示は認めない。

エ 受託候補者の選定

最終的な受託候補者の選定に当たっては、審査委員会の意向を踏まえて総合的に評価を行い、最優秀者1者、優秀者1者を選定する。最優秀者と設計内容について協議を行った上で、本業務を受託する設計業者として契約を行うものとする。また最優秀者と協議が整わない場合には、次点者と協議を行った上で進めることとする。

（4）審査委員会

受託候補者の選定に係る審査は、「大船渡消防署住田分署新築工事設計業務プロポーザル審査委員会設置要領」により組織された審査委員会が行う。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

ア 審査委員（予定）

- ・ 大月 敏雄（東京大学教授）
- ・ 柴田 久（福岡大学教授）
- ・ 藤田 香織（東京大学准教授）
- ・ 佐々木洋文（大船渡消防署住田分署長）
- ・ 泉田 義昭（住田町消防団長）
- ・ 横澤 孝（副町長）
- ・ 佐藤 英司（総務課長）

イ 審査日

(ア) 第一次審査会（非公開）：平成28年7月24日（日）

(イ) 第二次審査会（一部公開※）：平成28年8月12日（金）

※ 提案者による説明及びヒアリングを公開とする。

(5) 技術提案説明書の一般公開

第一次審査通過者の技術提案説明書のみ、二次審査に先立ち一般公開展示をする。なお、一般公開は審査に影響しない。

- ・ 日時：平成28年8月2日（火）～12日（金）（予定：8時30分～18時）
- ・ 場所：住田町役場交流プラザ

9 技術提案資料の提出方法

(1) 提出期限

平成28年7月15日（金）～20日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

郵送又は宅配便（提出期限まで必着とし、簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出する封筒には「技術提案資料在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

(4) 提出書類

ア 技術提案資料提出書（様式第5号） 1部

イ 業務実施体制説明書（A3） 10部

ウ 技術提案説明書（A3） 10部

※ 技術提案説明書は、1部ごとに左上をホッチキスで綴じること。

エ アからウに掲げる書類の電子データ 1枚（CD-R）

※ CD-Rに保存する電子データは、PDF形式1ファイルとすること。

※ CD-Rの表面には参加表明受領書に記載されている登録番号を記載すること。

(5) 通知

担当部署による提出書類の受領確認後、技術提案書受領通知書の郵送（7月第4週を予定）を行う。

10 契約の手続き

町は、提案書を基に本業務を受託する設計業者と業務内容等について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約内容の確定をする。本業務を受託する設計業者は、確定した仕様書に基づき、見積書を提出し、住田町財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内であれば、契約締結の手続きを行う。

11 交付する書類及び資料

書類及び資料はすべてHP上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

(1) 実施要領及び様式集

- ア 大船渡消防署住田分署新築工事設計業務プロポーザル実施要領
- イ 様式集（様式第1号～第5号）

(2) 資料編

- ア 資料1：政策パッケージ及び人口ビジョン・総合戦略体系図
- イ 資料2：中心地域活性化基本計画概要版
 - ※中心地域活性化基本計画は平成26年に策定されたものであり、上記3（10）のとおり一部完了した事業も存在する。また本計画はプロポーザル実施後に設置される「（仮称）デザイン会議」において随時検討が行われ、変更が加えられる可能性がある。
- ウ 資料3：敷地現況図
- エ 資料4-1：敷地航空写真
- オ 資料4-2：役場周辺航空写真
- カ 資料4-3：新市街地形成地区航空写真
- キ 資料5：敷地写真及び周辺写真
- ク 資料6：必要諸室等面積表
- ケ 資料7：動線イメージ図（参考）
- コ 資料8：消防操法競技レイアウト図
- サ 資料9：町営運動公園改修工事における地質調査報告書（抜粋）
 - ※ 敷地図のCADデータは配布しない。
 - ※ 併せて、住田町役場新庁舎建設時における取り組みや、住田型森林（もり）業システム等、住田町の概要については、HP内の関連ページ（町政要覧「<http://www.town.sumita.iwate.jp/docs/2015020300014/>」）を参照のこと。

12 その他

(1) 失格条件

- 提出された書類が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがある。また失格となったときは、その設計業者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 提出書類の作成方法で示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザル競技に対する援助を直接または間接に求めた場合。

(2) プロポーザル参加に係る費用負担

提出書類の作成・提出、及びヒアリングへの参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3) プロポーザルによる評価の対象

監理業務については、本プロポーザルにおける評価の対象とはしない。

(4) 現地見学について

現地説明会は実施しない。なお、現地見学又は調査を行う場合は、所有者及び近隣へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

(5) 提出書類の取り扱い

ア 提出書類は、返却しないものとする。

イ 提出書類は、選考及び一般公開の目的以外で、無断で使用しないものとする。

ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、住田町が必要と認めた場合には、無償で使用できることとする。

エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、HP上で公表することがある。

(6) その他

ア 本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る公示の入札に参加し又は当該公示を請け負うことが出来ない。

イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

ウ 本業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

エ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して住田町は一切の責任を負わないものとする。

オ 主催者は、本業務を受託した設計業者（協力を受けるほかの設計業者を含む）の提出案に拘束を受けないものとする。